

成年後見制度の上手な利用法

～なぜこの制度が必要なのか～



講師 一般社団法人ジャスミン権利擁護センター
代表 水戸由子 氏

成年後見制度は認知症、知的障害、精神的疾病などにより判断能力が十分でない方（ご本人）の権利や財産を守るための制度です。自己決定（自律）の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションを基本理念としています。

今回、札幌ポプラ会の学習会では2度目のご登壇となります。「一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター」の代表である水戸由子氏を講師にお迎えし、社会福祉士のお立場から成年後見制度についてわかりやすく教えていただきます。

どうぞ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

〈日 時〉 平成26年5月24日（土） 13:00～14:30（受付12:30～）

〈会 場〉 札幌市社会福祉総合センター 視聴覚兼会議室

札幌市中央区大通西19丁目1番1号（地下鉄東西線・西18丁目駅・1番出口徒歩5分）

〈参加費〉 会員 300円 会員外 600円

〈申 込〉 5月22日（木）までに、件名（5月24日学習会参加申込）、氏名、会員・非会員の別、所属、連絡先電話番号をお知らせください。

◆Eメール poplar@be.main.jp

◆FAX 020-4669-9661

※お申し込みにお返事はいたしません。

定員を超えた場合のみ、こちらからご連絡いたします。

〈定 員〉 50名



【講師ご紹介】 水 戸 由 子 （みと よしこ） 氏

社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員の資格を持つ。輪厚三愛病院医療相談室、北広島市にし在宅介護支援センター、北広島市きた高齢者支援センター（地域包括支援センター）勤務を経て、独立型の社会福祉士事務所「おがわ社会福祉士事務所」を設立し、その後、2012年、11月、一般社団法人ジャスミン権利擁護センターを設立して、法人後見を受任中。日本成年後見学会正会員、社団法人日本社会福祉士会会員、社団法人北海道社会福祉士会会員、権利擁護センター『ばあとなあ北海道』登録。その他、全国権利擁護支援ネットワークの運営委員に就任し、『法人後見のあり方等の調査委研究事業』の委員として活